



こんにちはトーカイです



こんにちは、トーカイです。

日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り

誠にありがとうございます。

まだまだ寒い冬が続きます。

体調を壊しやすい時期ですので

十分お気を付け下さい。



3月3日はひな祭り。もうすぐ春が来る。

冬から春へと向かう季節。春と言えば3月3日はひな祭りです。女の子の健やかな成長を願う桃の節句。今回はひな祭りの起源についてご紹介します。



節句とひな祭り

一年の節目となる日を節句と言います。もともとは、中国から伝わった暦上の節目の日で、奇数が重なる日に邪気を祓う行事が行われていたものですが、日本に伝わったあと少しずつ変化し、江戸時代にはお祝いの日として幕末に幕府によって公的に定められました。



節句は一年に5つあり、これを五節句と呼びますが3月3日はこのうちの一つです。3月上旬の巳の日をさし、中国の上巳の日に川で身を浄める禊ぎの習慣があり、これが平安時代に日本に伝わったとされています。後に川に人形を流して厄災を祓う「流し雛」の習慣となっていきました。

ひな祭り自体は、京の貴族階級の子から始まった人形遊びが起源で、江戸時代に庶民へと伝わり、次第に3月3日に、女の子のお祝いの儀式として人形を飾るしきたりが定着していったとされています。これらの2つが合わさって現代のひな祭りの原型となりました。

ごせつく 五節句

1月7日	人日 (じんじつ)	七草の節句
3月3日	上巳 (じょうし/じょうみ)	桃の節句・ひなまつり
5月5日	端午 (たんご)	菖蒲の節句
7月7日	七夕 (たなばた/しちせき)	星祭
9月9日	重陽 (ちようよう)	菊の節句

鬼と桃

昔から邪気(よこしま)の象徴は鬼とされており(だから節分には鬼を祓います)、邪気を祓う力のある桃には鬼を退治する力もあると考えられてきました(節分に桃の木を使って邪気祓いをする神事も多数みられます)。これらの思想がベースとなり、桃から生まれた桃太郎が鬼を退治する民話が誕生しました。



ひな人形の登場人物は?

おひなさま、おだいらさまはそれぞれ皇后、天皇をあらわします。三人官女は皇后さまに付いてきた官中に仕える女官。五人囃子から下は天皇の家来たちです。おひなさま、おだいらさま、三人官女、五人囃子、その下にいるのは随臣(右大臣、左大臣)。その下にいるのは仕丁(泣き上戸、笑い上戸、怒り上戸)です。ちなみに、おひなさまのお顔は18歳のときの顔で作られています。最近人気のある木目込人形のひな人形は、赤ちゃんや子供の顔で作られているので雰囲気はかなり違います。

東灘編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ!

トーカイのご当地グルメ

株式会社二つ茶屋『神戸っ子(スイートポテト&パイ)』

〒658-0025 兵庫県神戸市東灘区魚崎南町2-17-1
TEL:078-452-0570 (魚崎店) 営業時間:9:00 ~ 17:00

創業80年を誇る老舗和菓子店の二つ茶屋さんは、京都生まれの和菓子を神戸で育てあげた和菓子の店です。吟味された材料を用いて手作り仕上げた和菓子は伝統の京菓子の良さを生かし、その中でも一押し商品が神戸の風で洗練したスイートポテト&パイの『神戸っ子』です。

さくさくのパイ生地に甘すぎないスイートポテトがのっており、つい癖になる味で地元でも長年愛されているお菓子です。



東灘営業所 おすすめ

左上から高橋・木原・市原・染谷



東灘区は海と山に囲まれた環境が好まれ、近畿有数の住宅地として発展してきました。日本有数の酒どころ灘五郷のうち、魚崎郷・御影郷があり、また東灘区はスイーツ激戦区としても有名です。神戸に立ち寄った際は是非東灘区の地酒やスイーツを堪能してみてください。

酒造りの街、東灘

室町、江戸時代から受け継がれる日本一の酒どころは神戸市、西宮市の沿岸部に栄えました。灘五郎を含む兵庫県は清酒生産量で全国一位を誇ります。県内でもナンバーワンの生産量を誇る灘五郎は西郷、御影郷、魚崎郷、西宮郷、今津剛の五つの地域からなり、そのうち魚崎郷・御影郷が東灘区にあります。酒蔵ではガラス越しに酒造りの各工程をリアルタイムで観れたり、無料試飲コーナーや有料利き酒処、醸(もろみ)づくり体験コーナー等もありますので、東灘区を訪れた際は是非とも地酒を堪能してみてください。いかがでしょうか。

読者プレゼント 20名様

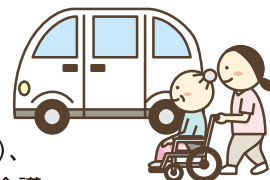
トーカイ通信に関する意見・感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。

※詳しくは裏面をご覧ください。

特定事業所集中減算について、平成30年4月の介護報酬改定にて、請求事業所の少ないサービスや主治医師等の指示によって利用するサービス提供事業所が決まる医療系サービスは対象サービスから除外し、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与については引き続き対象として80%以上を減算していくことを決めました。

現行制度

- ケアマネ事業所がその事業所の利用者に対して作成するケアプランについて、正当な理由なく特定のサービス事業所への集中割合が80%を超える場合に報酬を減算するもの。
- 集中割合を確認する対象サービス⇒ 居宅介護支援の給付管理の対象となるサービス
 - ① 訪問介護、② 訪問入浴介護、③ 訪問看護、④ 訪問リハビリテーション、⑤ 通所介護、⑥ 通所リハビリテーション、⑦ 短期入所生活介護、⑧ 短期入所療養介護、⑨ 特定施設入居者生活介護(※)、⑩ 福祉用具貸与、⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑫ 夜間対応型訪問介護、⑬ 認知症対応型通所介護、⑭ 小規模多機能型居宅介護(※)、⑮ 認知症対応型共同生活介護(※)、⑯ 地域密着型特定施設入居者生活介護(※)、⑰ 看護小規模多機能型居宅介護(※)



(※) 利用期間を定めて行うものに限る

特定事業所集中減算についてこれまでの議論における主な意見について <公正中立なケアマネジメントの確保>

- 廃止の方向で検討すべき。
- 少なくとも医療系サービスと事業所が少ないサービスは除外する必要がある。
- 地域に利用できる事業所が少ないサービスや医療系サービスの割合が高くなっている状況を踏まえ、サービスごとに減算割合を設定するなど、より実効性が高まるような見直しを行うべき。
- 市町村の適正な運用がなされるよう、より具体的・客観的な正当な理由の基準を示すべき。
- リハビリテーションマネジメントなど、医師の関与があって、利用者やケアマネジャーを含むカンファレンス等が実施され、サービス利用が計画的に実施されているなど、多職種共同が担保されている場合は集中減算の対象から除外するなどの見直しを行うべき。
- 独立型事業所は減算を適用しないことで、独立性の担保ということがあり得るのではないか。また、同一法人だけではなく同一グループ内にサービスを集中させている場合等も含めて、チェックできる仕組みにしていければよいのではないかと。

改正後

- 必ずしも合理的で有効な施策ではないとの指摘等を踏まえ、
 - ① 請求事業所数の少ないサービスや、
 - ② 主治の医師等の指示により利用するサービス提供事業所が決まる医療系サービスを対象サービスから除外。
- また、福祉用具貸与については、請求事業所数にかかわらず、サービスを集中させることも可能であることから、引き続き、減算対象サービスとして継続。



⇒ 平成30年度以降の対象サービス:訪問介護、通所介護、福祉用具貸与 (修正) 地域密着型通所介護も含まれます

参考:第152回社会保障審議会介護給付費分科会資料(平成29年11月22日開催)「資料1 居宅介護支援の報酬・基準について」

トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切:2018年2月28日(水)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「神戸っ子(スイーツポテト&パイ)」を合計20名様(プレゼント)いたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしています!!(ペンネーム可)

【プレゼントのご応募について】

「コメント」のところに「ご意見とご希望のプレゼント商品名」をご記入ください。当選者には、ご登録いただきましたメールアドレスより、改めて送付先をお伺いさせていただきます。(ご連絡は、@tokai-corp.com がドメインのアドレスより送信させていただきます。)

【個人情報使用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

- 統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため
- プレゼント当選者への商品の発送のための配達業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

● 発行・編集/株式会社トーカー シルバー事業本部 企画部 〒500-8828 岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地
[電話]058-377-2986 [FAX]058-263-0151

受付は終了しました